

情報提供

那医発第 358 号
令和6年11月28日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗

常任理事 玉城 研太郎



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「令和6年度生活習慣病重症化予防事業に係る協力依頼について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖医発第 1222 号
令和 6年11月26日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 砂川博司



令和6年度生活習慣病重症化予防事業に係る協力依頼について

今般、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

本件は、今般、県内の4市町村（宜野湾市、糸満市、与那原町、北中城村）において、生活習慣病の重症化予防に係る取り組みを県の協力のもと実施する旨、お知らせするものです。

取り組みの内容と致しましては、特定健診受診後に異常値が確認された後、治療を開始していないと思われる方（未治療者）や、生活習慣病の治療を中断している可能性がある方（治療中断者）に対して、医療機関への受診勧奨を行うとのことです。

沖縄県では、働き盛り世代の健康状況の改善が喫緊の課題となっております為、未治療者の重症化予防対策にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

記

- 令和6年度生活習慣病重症化予防事業に係る協力依頼について

（令和6年11月21日（事務連絡））

※関係文書は文書管理システムへ掲載いたします。

沖縄県医師会事務局業務2課：高良

TEL：098-888-0087

FAX：098-888-0089

g2@okinawa.med.or.jp

事務連絡
令和6年11月21日

一般社団法人沖縄県医師会 御中

沖縄県保健医療介護部国民健康保険課
(公印省略)

令和6年度生活習慣病重症化予防事業に係る協力依頼について

日頃より、国民健康保険事業運営にご尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、本県の保健事業として、別紙にありますとおり生活習慣病の重症化予防に係る取組を、下記の4市町村（うち南部又は中部地区管内2市町村ずつ）を参加保険者として実施致します。

つきましては、本取組の趣旨をご理解賜り、貴会関係地区医師会と連携の上、医療機関への周知及び被保険者の受診等へのご協力を宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 宜野湾市（中部地区向け添付別紙1）
- 2 北中城村（中部地区向け添付別紙2）
- 3 糸満市（南部地区向け添付別紙3）
- 4 与那原町（南部地区向け添付別紙4）

沖縄県保健医療介護部
国民健康保険課 高齢者医療班
担当：川上
Tel/Fax：098-866-2304/2326
Email:aa030340@pref.okinawa.lg.jp



事 務 連 絡

令和6年11月21日

一般社団法人南部地区医師会
一般社団法人中部地区医師会 御中

沖縄県保健医療介護部国民健康保険課
(公印省略)

令和6年度生活習慣病重症化予防事業に係る協力依頼について

日頃より、国民健康保険事業運営にご尽力いただき、御礼申し上げます。

さて、本県の保健事業として、別紙にありますとおり生活習慣病の重症化予防に係る取組を、下記の4市町村（うち南部又は中部地区管内2市町村ずつ）を参加保険者として実施致します。

つきましては、本取組の趣旨をご理解賜り、貴地区管内の医療機関への周知及び被保険者の受診等へのご協力を宜しくお願い申し上げます。

記

- 1 宜野湾市（中部地区向け添付別紙1）
- 2 北中城村（中部地区向け添付別紙2）
- 3 糸満市（南部地区向け添付別紙3）
- 4 与那原町（南部地区向け添付別紙4）

沖縄県保健医療介護部
国民健康保険課 高齢者医療班
担当：川上
Tel/Fax：098-866-2304/2326
Email:aa030340@pref.okinawa.lg.jp

重症化予防事業に係る取組について

1. 事業趣旨

特定健診を受診し異常値を指摘されるも、健診受診以降治療を開始していないと思われる方（未治療者）や、生活習慣病の治療を中断している可能性がある方（治療中断者）に対して医療機関への受診勧奨を実施することで、治療開始・再開を促し、生活習慣病の重症化予防につなげ、被保険者の健康増進を図ることを目的としています。

2. 対象者

宜野湾市の国保加入者の中で、下記に該当するもの（未治療者および、治療中断者）が通知勧奨の対象です。

【未治療者】以下①・②両方の条件を満たすもの

- ① 令和5年度特定健診結果データで、血圧、血糖、血中脂質が標準的な健診・保健指導プログラムや各治療ガイドラインにより、以下の受診勧奨判定値以上であること。
血 糖：HbA1c 6.5%以上
血 圧：収縮期血圧 160mmHg 以上、または拡張期血圧 100mmHg 以上
血中脂質：中性脂肪 500mg/dL 以上、または LDL コレステロール 160mg/dL 以上
- ② 令和5年度健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時に使用するレセプトデータ（2024年9月審査分まで）において、該当する生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

【治療中断者】以下①～③すべての条件を満たすもの

- ① 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータ（2019年8月審査分～2024年9月審査分）において、同一年月に同一医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。
- ② 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータにおいて記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の治療薬を処方されているもの。
- ③ 2の最後の生活習慣病の治療薬処方の記録以降、対象者の抽出に使用するレセプトデータにおいて6か月以上生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

3. 事業内容

対象者へ、下記4の通知物（A4サイズ、圧着4面）を11月22日から順次送付します。

【問合せ先】

宜野湾市健康推進課（保健相談センター）

担当：下地・與古田

電話：098-898-5598

4. 通知物（イメージ）

<未治療者向け（表紙・裏面）>

全ては体のチェックから！特定健診のご案内

生活習慣病予防のために今年も特定健診を受けましょう！
 特定健診を受けることで、現在の体の状態を把握できます。
 年に1度のメンテナンスとして必ず受診し、体からのサインを確認しましょう。

令和6年度特定健康診査のご案内

対象者 40歳～74歳の国民健康保険加入者

期間 令和7年3月31日(月)まで

費用 無料

予約方法 実施医療機関へ予約し、受診券・国民健康保険証を持って受診してください。
 ※受診券がない場合は、下記へお問い合わせください。

医療機関リストはこちらからアクセス

お問い合わせ 宜野湾市 健康増進課 TEL: 098-898-5598

令和6年度 国保 加入者

40～74歳限定 令和7年3月まで

ラストチャンス

とくとく特定健診キャンペーン

対象：令和25年4月1日～令和30年3月31日まで

特定健診 または 人間ドック

¥3,000

商品券 プレゼント！

詳しくはこちらのWEBから▶

宜野湾市 健康増進課
 〒901-2215 沖縄県宜野湾市真泉1-13-15

健康に関するお知らせです。必ずご確認ください。

① 中面をご確認ください

中面であなご受けた健診の結果をお知らせしています。各項目の数値をご確認いただき、生活習慣の改善と健康づくりに努めましょう。

この通知に関する内容をお気軽におたずねください。

宜野湾市 健康増進課 TEL: 098-898-5598

<未治療者向け（中面）>

あなたのお体の状態についてお知らせします。

あなたが受けられた特定健康診査において**基準範囲からはずれる数値がありました。**

※ 基準範囲：厚生労働省の受診勧奨判定値。

あなたの数値（令和00年00月00日）

検査項目	基準範囲	検査結果	判定
HbA1c (NGSP) (%)	6.5以上	5.7	😊
最高血圧 (mmHg)	160以上	162	😞
最低血圧 (mmHg)	90以上	105	😞
LDL コレステロール (mg/dL)	160以上	130	😊
中密度脂蛋白 (mg/dL)	300以上	314	😞

健診結果をご持参のうえ、かかりつけ医にご相談ください。

スマホから簡単アクセス！アンケートにご協力ください。
 上記の二次元コードからアンケートページにお進みください。有効期間は約3分、いたたきましたら意見は今後の施策改善に役立ちます。
【回答期限】令和6年12月31日(火)

これらの病気を治療せずに放置すると…

虚血性心疾患

狭心症や心筋梗塞が起こりやすくなります。

脳卒中

脳梗塞や脳出血が起こりやすくなります。

生命の危険（失明などの合併症）

糖尿病網膜症

視力が低下したり、視野が狭くなったりします。

糖尿病性腎症

進行すると腎不全になります。

糖尿病神経障害

手足のしびれや痛み、脱臼が起きやすくなります。

失明 人工透析 下肢切断

放っておくと、多額の医療費負担と、著しい生活の質の低下に繋がります。

Q 特に通院の必要はないといわれているのですが…

A 通院の必要がないといわれている方は、ご自分の健康状態を知るために年1回健診を受けましょう。受診方法がわからないことがありません。健康増進課までお問い合わせください。

かかりつけ医のすすめ

STEP1

かかりつけ医を決める

① 近いやすい場所にある内科などの医院
 ② 市の健診を実施している医院
 ③ 通院費が負担しやすい先生がいる医院

STEP2

通院の手続き

① 保険証
 ② お薬手帳
 ③ あれが健診者の健診結果

STEP3

医師の診察を受ける

医師の治療方針に従いましょう。

かかりつけ医がいれば、健康に関することを気軽に相談できます。専門的な治療が必要と判断されたときは、紹介状とともに適切な医療機関につなげてくれます。
① 紹介状なしで大きな病院を受診すると、医療費が5,000円以上の場合がありますのでご注意ください。

大切なお知らせです。ゆっくりはがしてください。

<治療中断者向け（表紙・裏面）>

全ては体のチェックから!特定健診のご案内

生活習慣病予防のために今年も特定健診を受けましょう!

特定健診を受けることで、現在の体の状態を把握できます。
年に1度のメンテナンスとして必ず受診し、体からのサインを確認しましょう。





市長

令和6年度特定健康診査のご案内

対象者	40歳～74歳の国民健康保険加入者	 <small>医療機関リストはこちらからアクセス</small>
期間	令和7年3月31日(月)まで	
費用	無料	
予約方法	実施医療機関へ予約し、 受診券・国民健康保険証を持って受診してください。 ※受診券がない場合は、下記へお問い合わせください。	

お問い合わせ 宜野湾市健康増進課 TEL: 098-898-5598

この案内は宜野湾市からお送りしています。



健康に関するお知らせです。
必ずご確認ください。

① 中面をご確認ください

中面では、あなたへの健康に関するお知らせを記載しています。内容をご確認いただき、生活習慣の改善と健康づくりに努めましょう。



この通知に関することをお気軽におたずねください。

宜野湾市健康増進課 TEL: **098-898-5598**

令和6年度 国保加入者 **40～74歳限定** 令和7年3月31日時点 **ラストチャンス**

とくとく特定健診キャンペーン

対象: 令和25年4月1日～令和6年3月31日生まれ

特定健診

または
人間ドック

受診で

¥3,000

商品券
プレゼント!

全員に

詳しくはこちらのWEBから▶

宜野湾市健康増進課
〒901-2215 沖縄県宜野湾市長官舎1-13-15

<治療中断者向け（中面）>

医療機関での生活習慣病の 治療を中断

されていないでしょうか?

この通知は診療報酬明細書(レセプト)をもとに、生活習慣病の受診を中断されていると思われる方に送付しています。

① 生活習慣病は、継続して治療を受けることが大切です。

もし、中断されているのであれば、なるべく早く治療を再開されることをお勧めします。もしも、医師の指示に基づき定期的に治療を受けている方や、他に病気が発症し、腫瘍上り、(受診の必要なし)のご欄を付いた方にも、このお知らせが届く場合があります。

生活習慣病の可能性が
あります。

重症化を防ぐためにも、
まずはかかりつけ医へご相談ください。

生活習慣病とは、主に糖尿病、高血圧症、脂質異常症を言います。生活習慣病は、自覚症状がないうちから徐々に進行していき、気づいたときには症状がかなり悪化していることもあります。重症化を防ぐために、早めの診断・治療が必要です。

特定健診を受けていますか?

特定健康診査を受けていますでしょうか。特定健康診査は、あなたご自身の体の状態を知ることで、特定健康診査を受けて、ご自身の健康状態に努めましょう。

スマホから簡単アクセス! アンケートにご協力ください。

左記の二次元コードからアンケートページにお進みください。所要時間は約3分、いたがりましたら意見は今後の事業改善に役立ちます。

【回答期限】令和6年12月31日(火)

生活習慣病の治療を自己判断で中断すると
病気はどうなるの?

病院への通院を自己判断で中断すると、様々な病気(合併症)が出て、日常生活に支障が出たり、最悪の場合、命を落とす可能性があります。これ以上悪化しないよう定期的に病院へ通いましょう。

最初は自覚症状はありませんが...

大血管疾患

地味に
来る!!



脳梗塞



心筋梗塞・
狭心症

後遺症や最悪の場合、死に至る危険性も...!

細小血管障害

糖尿病性
網膜症

失明

糖尿病性
腎症

人工透析

糖尿病性
神経障害

手足の壊死

後戻りできず、日常生活に支障が出ることに...!

その他

こんな
病気も!!



糖尿病

高知能

感染症

関係ないと思っても、実は関係あるんです...!

お問い合わせ先 宜野湾市健康増進課 ☎098-898-5598

大切なお知らせです。ゆっくりはがしてください。

重症化予防事業に係る取組について

1. 事業趣旨

特定健診を受診し異常値を指摘されるも、健診受診以降治療を開始していないと思われる方（未治療者）や、生活習慣病の治療を中断している可能性がある方（治療中断者）に対して医療機関への受診勧奨を実施することで、治療開始・再開を促し、生活習慣病の重症化予防につなげ、被保険者の健康増進を図ることを目的としています。

2. 対象者

北中城村の国保加入者の中で、下記に該当するもの（未治療者および、治療中断者）が通知勧奨の対象です。

【未治療者】以下①・②両方の条件を満たすもの

- ① 令和5年度特定健診結果データで、血圧、血糖、血中脂質が標準的な健診・保健指導プログラムや各治療ガイドラインにより、以下の受診勧奨判定値以上であること。
血 糖：HbA1c 6.5%以上、または空腹時血糖 126mg/dL 以上
血 圧：収縮期血圧 160mmHg 以上、または拡張期血圧 100mmHg 以上
血中脂質：中性脂肪 300mg/dL 以上、または HDL コレステロール 34mg/dL 以下、または LDL コレステロール 180mg/dL 以上
- ② 令和5年度健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時に使用するレセプトデータ（2024年9月審査分まで）において、該当する生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

【治療中断者】以下①～③すべての条件を満たすもの

- ① 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータ（2019年8月審査分～2024年9月審査分）において、同一年月に同一医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。
- ② 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータにおいて記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の治療薬を処方されているもの。
- ③ 2の最後の生活習慣病の治療薬処方の記録以降、対象者の抽出に使用するレセプトデータにおいて6か月以上生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

3. 事業内容

対象者へ、以下4の通知物（A4サイズ、圧着4面）を11月22日から順次送付します。
また、送付後、一部の対象者には、電話による勧奨を行い、医療機関受診を促します。

【問合せ先】

北中城村役場健康保険課
担当：比嘉(愛)・比嘉(俊)
電話：098-935-2267

4. 通知物（イメージ）

<未治療者向け（表紙・裏面）>

さあ！
気になることを解消して
軽やかにいきましょう。

GO!

お問い合わせ

北中城村 健康保険課 健康対策係
〒901-2392 沖縄県中城郡北中城村字善喜場426番地2
電話：098-935-2267

の委託事業 株式会社データホテロイン 健康管理科（電話：0120-522-146）よりお電話を差し上げる場合、
があるかどうかご了承ください。個人情報は「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱い、
目的外利用はいたしません。

緊急連絡
番号

氏名

あっ!

ほうっておくと
しぼんで
ゲンキがなくなり

ムチャすると
バーンと
ハレツする

フワセンって
ヒトのカラダに
にてるかも!

北中城村から
健康に関する
大切なお知らせです。

OPEN!
はっぴーがはじけてください。

<未治療者向け（中面）>

あなたは

高血圧症

の可能性が
あります。

あなたの健診結果

この健診結果をご授券のうえ、かかりつけ医に相談しましょう。

令和5年度のあなたの健診結果

■ かかりつけ医に要相談 ■ 異常なし～要経過観察

糖尿病		検査値
HbA1c(NGSP)	<div style="width: 100%; height: 10px; background: linear-gradient(to right, green 90%, red 10%);"></div> 6.5以上	5.7
空腹時血糖	<div style="width: 100%; height: 10px; background: linear-gradient(to right, green 90%, red 10%);"></div> 126以上	98
高血圧症		検査値
収縮血圧	<div style="width: 100%; height: 10px; background: linear-gradient(to right, red 90%, green 10%);"></div> 140以上	162
最低血圧	<div style="width: 100%; height: 10px; background: linear-gradient(to right, red 90%, green 10%);"></div> 90以上	105
脂質異常症		検査値
LDLコレステロール	<div style="width: 100%; height: 10px; background: linear-gradient(to right, green 90%, red 10%);"></div> 140以上	130
中性脂肪	<div style="width: 100%; height: 10px; background: linear-gradient(to right, red 90%, green 10%);"></div> 100以上	314

「かかりつけ医に要相談」の結果は令和6年度の療養費の受給制限判定です。

～アンケートのご協力をお願いします～

右記の二次コードからアンケートページへお進みください。
いただきましたご意見は今後の事業改善に活かします。


所要時間
約3分

スマホから
簡単
アクセス

早めに医療機関を受診しましょう!

<治療中断者向け（表紙・裏面）>

さあ！
 気になることを解消して
 軽やかにいきましょう。



GO!

お問い合わせ
 北中城村 健康保険課 健康対策係
 〒901-2392 沖縄県中頭郡北中城村字善倉場426番地2
 電話：098-935-2267

○委託業者 株式会社データホライゾン 健康管理部（電話：0120-522-1666）よりお電話を差し上げる場合
 がありますのでご了承ください。個人情報には「個人情報の取扱いに関する法第11条」に基づき適切に取扱い、
 目的外利用はいたしません。

完全無料
 動画

あっ！

ほうっておくと
 しぼんで
 ダンキがなくなり

ムチャすると
 パーンと
 ハレツする

フウセンって
 ヒトのカラダに
 いてるかも!?

北中城村から
 健康に関する
 大切なお知らせです。

OPEN!
 ゆっくりながしてください。

<治療中断者向け（中面）>

北中城村 国民健康保険の健康推進 国保 太郎 様へ

◎このご案内は令和6年7月までのレポート(診療報酬明細書)をもとに生活習慣病(糖尿病、
 高血圧症、脂質異常症)の治療が中断されていると思われる方へお送りしています。
 ※医師の指示に基づき治療を受けている場合は、既に病状が改善し、医師より「治療の必要なし」と判断されている場合は、
 ご連絡ください。

あなたは
高血圧症
 の治療を中断して
 いませんか？

生活習慣病は
 継続的な治療
 が大切です。

生活習慣病は、自覚症状が出にくく、気づいた時には病状が
 かなり悪化していることもあります。医師の指示によらず、酒
 煙・治療を中断されている場合は、重症化を防ぐためにも、
 早めに治療を再開されることをお勧めします。
※生活習慣病での診療標準料の算定は、継続治療を1回、2年以内の範囲とします。

定期的な通院と、年に1回の健康診査(健診)を受けましょう!

～アンケートのご協力をお願いします～

右記の二次元コードからアンケートページへお読みください。
 いただきましたご意見は今後の事業改善に活かします。

所要時間 約3分
 スマホから
 簡単
 アクセス

アンケート実施期間 令和6年12月31日(木)

早めに治療を再開しましょう!

重症化予防事業に係る取組について

1. 事業趣旨

特定健診を受診し異常値を指摘されるも、健診受診以降治療を開始していないと思われる方（未治療者）や、生活習慣病の治療を中断している可能性がある方（治療中断者）に対して医療機関への受診勧奨を実施することで、治療開始・再開を促し、生活習慣病の重症化予防につなげ、被保険者の健康増進を図ることを目的としています。

2. 対象者

糸満市の国保加入者の中で、下記に該当するもの（未治療者および、治療中断者）が通知勧奨の対象です。

【未治療者】以下①・②両方の条件を満たすもの

- ① 令和5年度の特定健診結果データで、血圧、血糖、血中脂質が標準的な健診・保健指導プログラムや各治療ガイドラインにより、以下の受診勧奨判定値以上であること。
血 糖：HbA1c 6.5%以上、または空腹時血糖 126mg/dL 以上
血 圧：収縮期血圧 160mmHg 以上、または拡張期血圧 100mmHg 以上
血中脂質：中性脂肪 300mg/dL 以上、または HDL コレステロール 34mg/dL 以下、または LDL コレステロール 160mg/dL 以上
- ② 令和5年度健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時に使用するレセプトデータ（2024年9月審査分まで）において、該当する生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

【治療中断者】以下①～③すべての条件を満たすもの

- ① 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータ（2019年8月審査分～2024年9月審査分）において、同一年月に同一医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。
- ② 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータにおいて記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の治療薬を処方されているもの。
- ③ 2の最後の生活習慣病の治療薬処方の記録以降、対象者の抽出に使用するレセプトデータにおいて6か月以上生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

3. 事業内容

対象者へ、下記4の通知物（A4サイズ、圧着4面）を11月22日から順次送付します。
また、送付後、一部の対象者には、電話による勧奨を行い、医療機関受診を促します。

【問合せ先】

糸満市健康推進課保健係
担当：杉村・岩切
電話：098-840-8126

4. 通知物（イメージ）

<未治療者向け（表紙・裏面）>

さあ！
気になることを解消して
軽やかにいきましょう。

GO!

お問い合わせ
永瀬市 市民健康課 電話推進課
〒901-0392 沖縄県糸満市潮崎町1丁目1番地
電話：098-840-8126

©発行権者 株式会社データサイエンス 健康管理部（電話：0120-522-166）よりお電話を差し上げる場合がありますのでご了承ください。個人情報「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱い、目的外利用はいたしません。

行政機関
認定

あっ！

ほろっとおくと
しぼんで
ゲンキがなくなり

ムチャすると
バーンと
ハレツする

フウセンって
ヒトのカラダに
にてるから!?

糸満市から
健康に関する
大切なお知らせです。

OPEN!
ゆっくりはがしてください。

<未治療者向け（中面）>

糸満市 市民健康課の健康診断 10月 土曜 昼へ

※このご案内は令和5年度の健康診断に「基準値を超える数値」があった方へお送りしています。
※一室検尿（尿糖・血糖値）検査日から令和5年7月までには、検査結果の通知を受けられない場合があります。必ず事前に健康診断で尿糖の検査を受けている場合は、ご確認ください。

あなたは
高血圧症
の可能性が
あります。

あなたの健診結果

この健診結果をご自身のうえ、かかりつけ医に相談しましょう。

令和5年度のあなたの健診結果
■ かかりつけ医に要相談 ■ 異常なし（要経過観察）

項目	検査値	検査値
糖尿病		
HbA1c(NGSP)	6.0以下	5.7
空腹時血糖	120以下	98
高血圧症		
最高血圧	140以下	162
最低血圧	90以下	105
脂質異常症		
LDLコレステロール	140以下	130
中性脂肪	150以下	314

「かかりつけ医に要相談」の基準は令和5年度の厚生省の受診勧奨基準です。

～ アンケートのご協力をお願いします ～

お電話でご質問コードからアンケートページへお申込みください。
いただきましたご意見は今後の改善に活かします。
※アンケート回答期限：10月15日（水）15時

お電話 098-840-8126
スマホから
健康
アンケート

早めに医療機関を受診しましょう!

<治療中断者向け（表紙・裏面）>

さあ！
気になることを解消して
軽やかにいきましょう。

GO!

お問い合わせ 糸満市 市民健康部 健康推進課
〒901-0392 沖縄県糸満市朝崎町1丁目1番地
電話：098-640-8126

©登録商標 株式会社データラボラトリー 健康推進課（電話：0120-522-146）よりお電話を申し上げると
ありますのでご了承ください。個人情報（「個人情報の保護に関する法律」に基づき適切に取り扱い、
目的外利用はいたしません。

知念 望 著

川島

あっ!

ほうっておくと
しぼんで
ゼンキがなくなり

ムチャすると
バーンと
ハレツする

フワセンって
ビートのカラダに
にてるかも!?

糸満市から
健康に関する
大切なお知らせです。

OPEN!
めっく付録がして欲しい。

<治療中断者向け（中面）>

糸満市 健康推進課の健康推進 山崎 太郎 様へ

◎このご案内は令和6年7月までのレポート（診察報酬明細書）をもとに生活習慣病（糖尿病、
高血圧症、脂質異常症）の治療が中断されていると思われる方へお送りしています。

※医師が診察に際して診断を受けた1年以上経過し、急に病気が発症し、医師より「発症の経緯等」に明瞭な違いがない場合は、
ご返信ください。

あなたは 高血圧症 の治療を中断して いませんか？

生活習慣病は



が大切です。

生活習慣病は、自覚症状が出にくく、気づいた時には病状が
かなり悪化していることもあります。医師の指示ではなく、薬
服・治療を中断されている場合は、重症化を防ぐためにも、
早めに治療を再開されることをお勧めします。

※医師の診察に際して診断を受けた1年以上経過し、急に病気が発症し、医師より「発症の経緯等」に明瞭な違いがない場合は、ご返信ください。

定期的な通院と、年に1回の健康診査(健診)を受けましょう!

～アンケートのご協力をお願いします～

右側の二次元コードからアンケートページへアクセスください。
いただきましたご意見は今後の事業改善に活かします。

アンケートお問合わせ：098(9)1241(9)分



スマホから
簡単
アクセス

早めに治療を再開しましょう!

重症化予防事業に係る取組について

1. 事業趣旨

特定健診を受診し異常値を指摘されるも、健診受診以降治療を開始していないと思われる方（未治療者）や、生活習慣病の治療を中断している可能性がある方（治療中断者）に対して医療機関への受診勧奨を実施することで、治療開始・再開を促し、生活習慣病の重症化予防につなげ、被保険者の健康増進を図ることを目的としています。

2. 対象者

与那原町の国保加入者の中で、下記に該当するもの（未治療者および、治療中断者）が通知勧奨の対象です。

【未治療者】以下①・②両方の条件を満たすもの

- ① 令和5年度特定健診結果データで、血圧、血糖、血中脂質が標準的な健診・保健指導プログラムや各治療ガイドラインにより、以下の受診勧奨判定値以上であること。
血 糖：HbA1c 6.5%以上、または空腹時血糖 126mg/dL 以上
血 圧：収縮期血圧 140mmHg 以上、または拡張期血圧 90mmHg 以上
血中脂質：中性脂肪 300mg/dL 以上、または HDL コレステロール 34mg/dL 以下、または LDL コレステロール 140mg/dL 以上
- ② 令和5年度健診受診月以降（健診受診月を含む）、対象者抽出時に使用するレセプトデータ（2024年9月審査分まで）において、該当する生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

【治療中断者】以下①～③すべての条件を満たすもの

- ① 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータ（2019年8月審査分～2024年9月審査分）において、同一年月に同一医療機関において一度でも生活習慣病について確定傷病名かつ治療薬の処方があるもの。ただし、生活習慣病の治療薬と確定傷病名は一致する場合に限る。
- ② 対象者の抽出に使用するすべての期間のレセプトデータにおいて記録されている最後の治療の際に該当する生活習慣病の治療薬を処方されているもの。
- ③ 2の最後の生活習慣病の治療薬処方の記録以降、対象者の抽出に使用するレセプトデータにおいて6か月以上生活習慣病の傷病名（確定または疑い）の記録がないもの。

3. 事業内容

対象者へ、下記4の通知物（A4サイズ、圧着4面）を11月22日から順次送付します。

【問合せ先】

与那原町健康保険課 保健衛生班
担当：登川・宮城
電話：098-945-6633

4. 通知物（イメージ）

<未治療者向け（表紙・裏面）>

全ては体のチェックから！特定健診のご案内

生活習慣病予防のために今年も特定健診を受けましょう！
特定健診を受けることで、現在の体の状態を知ることができます。
年に1度のメンテナンスとして必ず受診し、体からのサインを確認しましょう。

令和6年度特定健康診査のご案内

- 対象者** 40歳～74歳の国民健康保険加入者
- 期日** 令和7年3月31日(月)まで
- 費用** 無料
- 予約方法** 実施医療機関へ予約し、受診券・国民健康保険証を持って受診してください。
※受診券がない場合は、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ 与那原町健康保険課 TEL: 098-945-6633

生活習慣病とは

主に糖尿病、高血圧症、脂質異常症を含みます。生活習慣病は、自覚症状がないうちから徐々に進行していき、気づいたときには症状がかなり悪化していることもあります。重症化を防ぐために、早めの治療・治療が必要です。

与那原町健康保険課
〒901-1392 沖縄県島尻郡与那原町字上野野原16番地

目次別冊
表紙

このご案内は、令和5年度の健診結果等を参考にお送りしております。

健康に関するお知らせです。
必ずご確認をお願いいたします。

① 中面をご確認ください

中面であなごが受けた健診の結果をお知らせしています。各項目の数値をご確認いただき、生活習慣の改善と習慣づくりに努めましょう。

この通知に関することをお電話におたずねください。
与那原町健康保険課 TEL: 098-945-6633

<未治療者向け（中面）>

あなたのお体の状態についてお知らせします。

あなたが受けられた特定健康診査において基準範囲からはずれる数値がありました。

※結果範囲：厚生労働省の受診勧奨判定値。

あなたの数値（令和6年09月00日）

測定する生活習慣病	検査項目	基準範囲	あなたの数値	判定結果	対応
糖尿病	HbA1c (NGSP) (%)	6.5以下	6.7	※	☺
	空腹時血糖 (mg/dL)	129以下	***	***	☹
高血圧症	収縮血圧 (mmHg)	140以下	162	☹	☹
	拡張血圧 (mmHg)	90以下	105	☹	☹
脂質異常症	LDLコレステロール (mg/dL)	140以下	130	☺	☺
	中性脂肪 (mg/dL)	200以下	314	☹	☹

この健診結果をご持参のうえ、かかりつけ医にご相談ください。

スマホから簡単アクセス！アンケートにご協力ください。
お近くの二次元コードからアンケートページにお進みください。所要時間は約3分。いたがせましたらご自身の健康改善に役立ちます。

【回答期限】令和6年12月31日(火)

これらの病気を治療せずに放置すると...

冠動脈心疾患

狭心症や心筋梗塞の起こりやすくなります。

脳卒中

脳梗塞や脳出血が起こりやすくなります。

生命の危険！（失明などの危険性）

糖尿病網膜症

視力が低下したり、視野が狭くなったりします。

糖尿病性腎症

進行すると腎不全になります。

糖尿病神経障害

手足のしびれや麻痺、知覚が鈍ってしまったりあります。

失明 **人工透析** **下肢切断**

放っておくと、**多額の医療費負担と、著しい生活の質の低下に繋がります。**

特に退院の必要はないといわれているのですが...

退院の必要がないといわれている方は、ご自身の健康状態を知るために年1回健診を受けましょう。受診方法がわからないことがありましたら、健康保険課までお問い合わせください。

かかりつけ医のすすめ

STEP1 かかりつけ医を決める

STEP2 通院の準備をする

STEP3 医師の診察を受ける

かかりつけ医を決める3つのポイントは、
① 通いやすい場所にある内科などの病院
② 町の健診を実施している医院
③ 通院費が負担しやすい先生がいる医院

① 保険証
② お薬手帳
③ あれば過去の健診結果

医師の治療方針に従いましょう。

かかりつけ医がいれば、健康に関することを気軽に相談できます。専門的な治療が必要と判断されたときは、紹介状とともに適切な医療機関につなげてくれます。

紹介状なしで大きな病院を受診すると、**患者負担が5,000円以上の差額がありますのでご注意ください。**

大切なお知らせです。ゆっくりはがしてください。

<治療中断者向け（表紙・裏面）>

あなたの健康に関する大切なお知らせです。

Q 特に今は悪いところがないので、通院していませんが・・・

A 生活習慣病は自覚症状が出にくいものもあります。気づいたときにはかなり病状が悪化していることも少なくありません。生活習慣病は、早めの予防、早めの治療が何より重要です。医療機関での受診を中断されている場合は、治療の再開をよろしくお願いします。

Q 特定健康診査ってなんですか？

A 特定健康診査とは、糖尿病や高血圧症などの生活習慣病を発見するための健診です。生活習慣病は気づかぬうちに進行し、重症化すると命を脅かす危険性が高くなります。あなた自身のからだの状態を知り、重症化を防ぐために1年に1回の特定健康診査を受診しましょう。特定健康診査についてのご不明な点がございましたら、宛先記載の電話番号までお気軽にお問い合わせください。

※特定健康診査は、40歳以上の方が対象となる健診です。

スマホから簡単アクセス！アンケートにご協力ください。

左記の二次元コードからアンケートページにお進みください。所要時間は約3分、いただきましたご意見は今後の事業改善に役立てます。

【回答期限】令和6年12月31日(火)

健康に関するお知らせ

健康に関する大切なお知らせです。
必ずご確認をお願い致します。

【お問い合わせ】各健康課 健康課係長
〒501-1292 中嶋島根県民部与那原町字上り医師16番地
電話番号 098-945-6613

<治療中断者向け（中面）>

あなたの健康に関する大切なお知らせです。

医療機関での生活習慣病の治療を中断されていないでしょうか？

この通知は診療報酬明細書（レセプト）をもとに、生活習慣病の受診を中断されていると思われる方に送付しています。

生活習慣病の治療を怠ったとき、以下のようなことも考えられます

生活習慣病は、自覚症状が出にくいものもあり、気づいたときには症状がかなり悪化していることも・・・

治療せず放っておくと・・・

腎不全

脳梗塞・脳出血

心筋梗塞・狭心症

重症の場合「半身の麻痺」や「認知症」「失明」「四肢切断」など、将来介護が必要になる危険性が高くなり、深刻な事態を招きます。

生活習慣病は、早めの予防、早めの治療がなにより大切です。特定健康診査を受けておられない方は、ぜひ受診しましょう！

生活習慣病は、継続して治療を受けることが大切です。

もし、中断されているのであれば、なるべく早く治療を再開されることをお勧めします。

※なお、医師の指示に基づき定期的に治療を受けられている方や、既に病気が発症し、医師より、「受診の必要なし」とのご判断をいただいた方に、この「お知らせ」が届いた場合はご容赦ください。

特定健康診査をご活用されていますか？

特定健康診査をご活用されていますでしょうか。特定健康診査は、あなたご自身のおからだの状態を知ることができます。特定健康診査を受診し、ご自身の健康管理に努めましょう。

大切なお知らせです。ゆっくりはがしてください。